

## EXPORT CONTROL REFORM NEWS (輸出規制改革ニュース)

官報/Vol. 75, No. 237/2010年12月10日金曜日/規則案76935

22 CFR Part 121

RIN 1400-AC78

[公告: 7257]

米国軍需品リストの改訂:

機関: 国務省

措置: 規則制定案の予告。

**概要:** 大統領の輸出規制改革イニシアチブの一部として、国防機器取引管理部 (DDTC) は、米国軍需品リスト (USML) の改訂 (USMLを規制される国防物品の“ポジティブリスト”としたもの) へのパブリックコメントを要求しており、一般の方が行政当局の3つの階層の規制基準に基づいて国防物品を“層別”すること及び一般の方がこの基準のいずれの階層の範囲にも入らないと考える現在の国防物品を特定することを要請しています。“ポジティブリスト”は、大まかな基準、はっきりした制限のない基準、主観的な基準、又は設計意図による基準ではなくて、客観的な基準を使用して規制品目を記述するリストをいいます。DDTCは、この規則制定案の予告 (ANPRM) で、個々の国防物品がUSMLで規制されるべきか否か或いはいずれかの国防物品が異なる形で規制されるべきか否かについての意見を求めています。むしろ、このANPRMでは、何が国際武器取引規則 (ITAR) の管轄権の対象となるか、どのように国防物品が規制階層により特定されるのか、及び現在のどの国防物品がいずれの規制階層の範囲にも入らないのかについて明確に記述するために、いかにUSMLを改訂することができるかについての意見のみを求めています。この最後の方のUSMLの改訂に関するガイドラインは、このANPRMで提供されています。このようにして改訂されたUSMLのカテゴリーのサンプルについては、官報のこの号で別途公表されている規則案を参照してください。

**期日:** コメントは、2011年2月8日までに受け取られなければなりません。

**宛先:** 関係者は、以下の方法のいずれかにより発行日から60日以内にコメントを提出できます:

- E-mail: [DDTCResponseTeam@state.gov](mailto:DDTCResponseTeam@state.gov)  
件名の行を、“USML-Positive List”とする。
- 郵送先: PM/DDTC, SA-1, 12th Floor、国防機器取引管理部国防取引規制政策室、  
宛: USML-ポジティブリスト、米国国務省政治軍事局、Washington, DC 20522-0112。
- インターネットへのアクセス権を有する人は、<http://regulations.gov/index.cfm>の米国政府規則のウェブサイトでも、そのRIN[規則識別番号]を捜すことによって、このANPRMを見ることができます。

更なる詳しい情報については、以下に連絡しなさい:

国務省国防取引規制政策室室長: Charles B. Shotwell、  
電話: (202) 663-2792又はファックス: (202) 261-8199;  
E-mail: [DDTCResponseTeam@state.gov](mailto:DDTCResponseTeam@state.gov)、  
宛: USML-ポジティブリスト

**補足説明:**

**現行規制**

国防機器取引管理部 (DDTC) (米国国務省) は、国際武器取引規則 (ITAR) (22 CFR 120-130) を執行しています。ITARの管轄権の対象となる品目 (すなわち、“国防物品”であって、技術データ及び“国防サービス”を含む) は、ITARの米国軍需品リスト (USML) (22 CFR 121.1) で特定されています。一部の例外を除いて、ITARの輸出規制管轄権の対象とならない品目が、輸出管理規則 (EAR) (15 CFR § 730-774) の管轄権の対象となっています。産業安全保障局 (BIS) (米国商務省) は、EAR (商務省規制品リスト (CCL) (15 CFR § 774) を収載

している)を執行しています。多くのUSMLのカテゴリの説明は概括的であって、品目が規制される理由として設計意図を含んでいます。大部分のCCLのカテゴリの説明は具体的であって、通常、規制される品目についての技術的パラメータを含んでいます。

## 輸出規制改革

行政当局の輸出規制改革の活動の主要な部分は、国家安全保障を強化するためITAR及びCCLの双方を見直し及び改訂することです：

- (1) そのため、上記の基準は、異なる種類の仕向地、最終用途及び最終需要者に対して、異なるレベルで規制されるべき品目の種類を区別するために、米国政府が制定した基準に沿って、“層別”されています；
- (2) このため、上記の基準は、管轄権の決定を明確にするため二つのリストの間に“bright line”[明確な境界]を確立するとともに、個々の品目がITARの管轄権の対象になるかEARの管轄権の対象となるかについて政府及び産業関係者の不確実性を軽減しています；並びに
- (3) このため、上記の基準は、上記の品目が単一の規制リストに、最終的に統合されることができるよう、構造的に“整列配置”されています。

行政当局は、これらの変更が、守られる必要があるそれらの品目を守ることにそのリソースを十分に集中させること、ITARとEARの管轄権の混乱状態を終わらせること、並びに輸出者が当該規則を順守すること及び米国政府がそれらを管理及び執行することを容易にするために明瞭性を与えることが必要であるとの結論を下しました。

上記の3つの課題を同時に達成するため、USML及び、それほどではないがCCLは、それらが“ポジティブリスト”に整列配置されるように改訂されなければなりません。“ポジティブリスト”は、大まかな基準、はっきりした制限のない基準、主観的な基準、又は設計意図による基準ではなくて、客観的な基準（例えば、馬力、マイクロン、波長、速度、精度、ヘルツ又はその他の明確な記述）を使用して規制品目を記述するものをいいます。

米国政府は、現在の規制リストをこの新しい構造に移行するための方法論を開発しました。この方法論には、規制される品目についてのパラメータをいかに明瞭に表現するかに関するガイダンス及びこれらの品目についてそれらの規制階層を決定するためにふるい分けを行うのに用いられる基準を含んでいます。

米国政府によって内部用に開発された方法論の完全版の草案は、それが完成されたので、国務省の国防取引アドバイザーグループ（DTAG）と同様に商務省の技術諮問委員会に提供されました。この全文は、観点がパブリックコメントの要請の範囲を超えるので、本告示には含まれていません；しかし、この全文は、DDTCウェブページの<http://www.pmdtc.state.gov/DTAG/index.html>で、一般の方のチェックに利用できます。

この告示では、この規制リスト改革の主な特長に関して、一般の方からの意見を要請するため、“ポジティブリスト”を構築するための完全版の方法論及びそのガイダンスの全文の要約を提供しています。

## コメントの要請

米国政府はUSMLの改訂案の作成に関する政府の業務を継続しているので、如何に最も良くUSMLを記述するかについて、一般の方の意見を求めています。USMLで規制される国防物品を生産、売買又は輸出する米国の企業、産業団体及び個人は、通常、それらの物品を明確に記述し、その物品に対する規制について如何なる記述が明確であるか明確でないかのコメントを提供するのに適切なポジションにいます。USMLの見直しのプロセスのこの段階におけるパブリックコメントは、影響を受ける産業界のセクターが、輸出規制改革の主要な要素に関して貢献し、意見を述べる機会を持つことも確保しています。この時点では、米国政府は、ある品目がUSMLで規制されるべきか規制されるべきでないかに関するパブリックコメントを要請していません；しかし、一般の方は、この基準のいずれかの規制階層の範囲に入らないと考えるこれらの国防物品を特定することが要請されています。

この時点では、米国政府は、ある品目が異なる国々への輸出に対して違ったふうに規制されるべきか否かに関するパブリックコメントについても要請していません。今回の改革プロセス全体に関する全般的なコメント又は現在の輸出規制のその他の見解については、今回の照会の範囲外です。輸出規制改革に直接的に寄与するためには、すべてのコメントが、この告示で提示される詳細なガイドラインを守ることが強く勧められます。

BISは、(1) CCLで規制されている品目についてより明確にかつより“ポジティブ”[明確]な層別された方法で記述する方法、並びに(2) 特定の仕向地の範囲外における特定の品目の入手可能性に関するパブリックコメントについて別個の要請を公示します。

以下は、本告示で記述されるパブリックコメントのための特別な要請の要約です：

- ・ パブリックコメントは、カテゴリーごとの基準で提示されなければなりません。
- ・ 各カテゴリーの中で、一般の方の意見は、以下で更に説明されるAからEのグループで、更に特定されなければなりません。
- ・ 一般の方の意見は、“ポジティブ” [明確]な方法で国防物品を記述しなければなりません：
  1. 分別のある人々が複数の解釈をしやすいようなものでない正確な記述又は技術パラメータのような客観的な基準又は敷居値を使用すること。
  2. 記述には、(a) “部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”若しくは“最終品目”について総称的な呼び名を使用する規制、又は(b) 特定の種類の国防物品に対する異なる種類の規制（例えば、それらが国防物品のために“特別に設計又は改造された”ものであることを根拠とするもの）のいずれも含んではありませんが、USMLで列挙される規制を正当化する“部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”若しくは“最終品目”の識別情報を含めなければなりません。それとは別に、多国間の義務によって必要とされる場合、又は他のいかなる適当な選択肢も存在しない場合にのみ、他の“部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”若しくは“最終品目”に対する規制基準として“特別に設計された”の記述の使用が適用されるものとします。
  3. 品目は、特定の品目が設計又は改造された理由に関係なく、ある品目がUSMLで規制される場合とCCLで規制される場合を区別する特定の技術的な基準又はその他の客観的な基準がない限り、CCL及びUSMLのどちらにもリストされないことになっています。
  4. 技術特性が機密扱いであり、保護する必要がある場合、規制される製品の客観的な説明は、機密レベル以下での機密扱いでないレベルで設定されなければなりません。
  5. 一般の方の意見には、第四章の規制階層基準（本告示のガイドラインの第4工程）を用いて記述された国防物品に対する規制の推奨される規制階層を含まなければなりません。
  6. 一般の方は、いずれの規制階層の範囲にも入らない現在の国防物品を特定すること、及び何故当該品目が基準の範囲に入らないと彼らが考えるかの説明を提供することも要請されています。

#### USMLに対する米国政府の作業

米国政府は、すでにUSMLの見直し及び改訂を開始しました。国務省は、タンク及び軍用車両に関係するUSMLのカテゴリーVIIの改訂案を官報のこの号の他の箇所規則案として公示しました。一般のメンバーが他のUSMLのカテゴリーをポジティブリストに如何に改訂するかに関する彼らのコメントを作成するとき、米国政府がカテゴリーXVII（機密扱いの物品、技術データ及び国防サービスであって、他の箇所で列挙されていないもの）並びにカテゴリーXXI（種々の物品）以外の残りのUSMLのカテゴリーで開発しようとしている詳細のレベル及び種類に対するガイドとして、この改訂されたカテゴリーVIIを使用しなければなりません。

## ガイドライン

### i. 前書き

この告示は、米国政府が規制する品目の2つの主要なリスト（USML及びCCL）について、米国政府が見直しを行っており、必要に応じて改訂を行っている背景とプロセスを説明しています。この見直し及び改訂は、広範な3つに層別された輸出規制改革活動のフェーズⅡの一部です。規制リスト作業及び3つのフェーズの改革活動の概要は、ホワイトハウスのウェブページ（URLは、<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2010/08/30/president-obama-lays-foundation-a-new-export-control-system-strengthen-n>）で入手できます。

この通達でいうところにおいて、“品目”は、以下のものをいいます

- (a) 物理的なもの（例えば、商品、製品、材料、貨物、最終品目、部品、部分品及び国防物品）；
- (b) 技術及び技術データ；並びに
- (c) ソフトウェア。

サービス及びその他の取引の種類、輸出許可政策、並びに仕向地、最終用途及び最終需要者のリストであって、輸出規制の対象となるもの、並びにこれらを見直し及び改訂する活動は、別々の文書で記述されなければなりません。

## Ⅱ. フェーズⅡ規制リストの見直し及び改訂活動の目標

規制リスト見直しの活動の目的は、USML及びCCLを見直し及び改訂することにより国家安全保障を強化することにあります：

1. このため、上記の基準は、異なる種類の仕向地、最終用途及び最終需要者に対して異なるレベルで規制されるべき品目の種類を区別するために米国政府が策定した基準（以下に詳細に記述される“基準”）に沿って、“層別”されています；
2. このため、上記の基準は、管轄権の決定を明確にするため、二つのリストの間に“bright line”[明確な境界]を確立するとともに、個々の品目が国際武器取引規則（ITAR）又は輸出管理規則（EAR）の管轄権の対象であるか否かについての政府及び産業関係者の不透明性を軽減しています；並びに
3. このため、上記の基準は、上記の品目が単一の規制リストに最終的に統合されることができるように、構造的に“整列配置”されています。

これらの課題を同時に達成するため、USML及び（それほどではないが）CCLは、これらが“ポジティブリスト”で整列配置されるように、改訂されなければなりません。“ポジティブリスト”は、大まかな基準、はっきりした制限のない基準、主観的な基準、キャッチオール基準、又は設計意図による基準ではなくて、客観的な基準（例えば、馬力、ミクロン、波長、速度、精度、ヘルツ又はその他の明確な記述）を使用して規制品目を記述するリストをいいます。

## Ⅲ. 規制リストの見直し及び改訂の活動の背景

USML及びCCLに掲げるすべての品目が米国政府が最新の国家安全保障上の脅威及びその他の問題に沿った新しい規制水準を決定するために開発した基準に対してふり分けされなければならないことが、輸出規制改革の主要な要素です。

この活動の基本的な前提は、品目の類型がその基準の三つの規制階層の一つの範囲に入る場合、その品目は、輸出、再輸出及び国内における移転に対して、米国政府がその規制階層について作成している輸出許可方針において示されるレベルで規制されなければならないということです。各規制階層に指定される基本的な輸出許可政策は引き続き開発中ですが、通常、規制の最高層は、最も広範囲の輸出許可及び法令順守要件を伴います。

品目が3つの規制階層のいずれの範囲にもないと決定された場合、その品目は規制リストにはないものとします。（規制階層の基準の主要な要素の一つ（例えば、軍事上又は諜報上の優位性に関して重大であること）に合致しない品目であっても、別の外交政策、制定法又は多国間の義務で規制されるべきものについては、規制

階層3の品目として特定されることとなります。) 米国政府は、フェーズIIにおいて、USML及びCCLが、ITARの規制及びEARの規制の対象とする品目の間の管轄権の明確な“bright line”[明確な境界]があるように改訂され整列配置されなければならないとの結論を下しました。

米国政府は、輸出者及び外国の当事者が、多くの種類の貨物、技術及びソフトウェア及び直接的に関連するサービスがITARの対象であるか、EARの対象であるかについて、より容易にかつ矛盾なく判断できるように、明確な“bright line”[明確な境界]を構築する約束をしています。

“bright line”[明確な境界]の構築は、また、フェーズIIIの終りまでに、3つの階層に区分される規制品目の単一のリストであって、唯一の一連の輸出管理規則のもとに、唯一の輸出許可機関によって執行されるものを持つことが米国政府の計画において極めて重要な中間工程です。USMLとCCLの構造がかなり異なっているので、“bright line”[明確な境界]が必要です。ITARのUSML規制の多くは、主観的な基準又は設計意図による基準に基づいています。すなわち、品目の能力、精巧さ、経年数、資金、致死性、最終用途又は原産地に関係なく、それが、本来的に軍事関連又は宇宙関連の用途、目的又は使用のために“特別に設計、改造又は適合させた”ものである場合、若干の例外を除いて、USMLによって規制されます。特に、大部分のUSMLのカテゴリーには、そのカテゴリーにリストされる、いずれかの国防物品のために“特別に設計又は改造された”すべての“部品”又は“部分品”に対して不特定のキャッチオール規制を含んでいます。このことは、例えば、軍用車両のために特別に改造されたボルト、及びこのボルトに直接的に関連するすべての技術データ及びサービスは、その軍用車両自体（及び、その軍用車両に直接的に関連するすべての技術データ及びサービス）と同様の方法で、ほとんど世界中の輸出について規制されます。

大部分のEARのCCL規制は、それらの意図された最終用途又はそれらが設計された理由に関係なく、品目の技術的な能力及び仕様に基づいています。CCL規制は、また、異なる種類の品目が、その品目の重要性に基づいて異なるグループの仕向地及び最終需要者に対して異なる形で規制されるという点で、より柔軟性があります。言い換えると、CCLはUSMLよりもより柔軟性のある規制を持つ、より“ポジティブ[明確]”なリストといえます。それでもなおEARは、ある目的又は最終品目のために“特別に設計された”品目に対する規制をもつ、かなりの数の輸出規制分類番号（ECCN）があります。この用語（少なくとも今のところ、多国間義務に沿って存続するため多くのECCNにおいて存続しなければならない用語）の定義に関係する問題は以下の通り扱われます。

USMLには規制される物品の種類多くの大まかで概括的な説明が含まれるので、それぞれのUSMLのカテゴリーは、その適用範囲内の各国防物品が国家安全保障上の懸念に基づいてUSMLのもとに引き続き規制が正当化されるか否かについてより深く評価するため並びに層別された“ポジティブリスト”を確立するための米国政府の基準に対してそれらをふるい分けするため、“オープンである”必要があります。物品を“ふるい分け”するとは、どの品目（現在USMLで規制されている国防物品）がUSMLにとどまらなければならないか、どの品目（現在USMLで規制されている国防物品）がCCLで規制される可能性があるか、そして、どの品目が、それらの3つの規制階層のいずれの基準にも合致しないことを根拠に、今後はEAR99の他のいずれの規制も必要としないかについて結論を下すことを意味します。USMLのカテゴリーを“オープンにする”とは、ある物がどの場合に規制されるかを決定するために、大まかで概括的な記述又は主観的な基準に基づくよりも、米国政府が規制することを求めている物品の特定の種類の具体的で明確なリストを特定した後、構築することを意味します。

#### IV. 規制リストの見直し及び改訂活動の工程及びガイドライン

以下のものは、まれな例外を除いてUSML及びCCLが重複せず且つ層別された基準に沿って整列配置された“ポジティブリスト”となるようにUSML及びCCLの改正案を作成するため、米国政府が開発した工程及びガイドラインです。ガイドラインは、手順に沿った工程で提示されています。

第1工程—各USMLのカテゴリーと関連するECCNを別々に見直しなさい

USMLとCGLは、これらのすべてを一度に見直すには余りにも大きくて、複雑です。このプロジェクトをより扱いやすくするために、この活動に影響を及ぼす可能性がある他のUSMLのカテゴリー又はECCNにおける見直し又は計画された見直しに対して認識をもっていても、USMLのカテゴリー（及び関連するECCN）は別々に見直されています。パブリックコメントは、以下でさらに記述されることにより、カテゴリー毎の基準で提供されなければなりません。

第2工程—USMLの新しく提案された構造に従って意見を提供してください

米国政府は、CGLのA、B、C、D、Eの構造に追随し（これは、ワッセナーアレンジメントのデュアルユースリストの構造に追随するものでもあります）、あわせてITAR固有の国防サービス及び製造の規制を扱う追加のF及びG“グループ”を持つように、USMLの構造を改訂することを提案しています。すなわち、各々の改訂されるUSMLのカテゴリーは、7つの“グループ”に分割されています：

- “A”（“装置、組立品及び部分品”）；
- “B”（“試験、検査及び製造装置”）；
- “C”（“材料”）；
- “D”（“ソフトウェア”）；
- “E”（“技術”）；
- “F”（“国防サービス”）；
- “G”（“製造及び生産の認可”）。

このリストの見直し及び改訂活動の目的上、一般の方はA項からE項における意見を提供することを要請されています。この工程におけるF項とG項は、ポジティブリストを構築するための意見は求めていません。

パブリックコメントを容易にするため、これらの項目の用語は、以下の通り定義されます。

A. “装置、組立品及び部分品”は、ITAR § 121.8で規定されるいずれかの用語の範疇にある有形の品目（すなわち、“最終品目”、“附属品”、“アタッチメント”、“附属装置”、“部分品”若しくは“部品”）、又はEAR § 772.1で規定される“貨物”であって、グループBで規定される“試験、検査若しくは製造装置”又はグループCで規定される“材料”ではないものを意味します。

B. “試験、検査及び製造装置”は、ITAR § 121.8で規定されるいずれかの種類の品目又はEAR § 772.1で規定される“貨物”の試験、検査、製造若しくは開発のために“特別に設計された”有形の品目を意味します。事例には、工作機械、計測装置、リソグラフィ装置、テープレイヤップ機、テンプレート、ジグ、マンドレル、金型、ダイス型、取付具及び調整メカニズムを含みます。

C. “材料”は、ITAR § 121.8で定められるいずれかの種類の品目として明確に特定されていない原料若しくは加工された物質又はEAR § 772.1でより広く定められている“貨物”を意味します。事例としては、合金、セラミック、プリプレグ及び原材料であって、これらから部品、部分品、附属品、アタッチメント、附属装置及び最終品目が作られるものが含まれます。事例として、化学物質、毒素及び生物学的有機体も含まれます。

D. “ソフトウェア”は、何らかの有形媒体の表式で固定された一つ以上のプログラム又はマイクロプログラムの集合体を意味します。それには、オブジェクトコード、ソースコード、システム機能設計論理フロー、アルゴリズム、アプリケーションプログラム、オペレーティングシステム及びその他のプログラムであって他のソフトウェア又は品目を設計、実装、テスト、操作、診断又は修復するためのものを含みます。“プログラム”は、電子計算機により実行可能な形式でプロセスを実行する或いはその形式に転換可能なプロセスを実行する命令のシーケンスをいいます。“マイクロプログラム”は、専用の記憶装置に保持される基本命令のシーケンスであって、その実行が、命令レジスタへのその参照命令の投入によって開始されるものをいいます。

E. “技術”は、USMLにある或いはUSMLにあるべき品目を審査する場合に、ITAR § 120.10(a)(1)で定義される”

技術データ”をいいます。“技術”は、CCLにある或いはCCLにあるべき品目を審査する場合に、EAR § 772.1で定義される“技術”をいいます。“技術”には、ITAR § 120.11定義されている“パブリックドメイン”[だれでも許可なく使用できる状態にある]の範疇に入る情報、又はEARの適用範囲外の情報若しくはEAR § 734.3(b)(2)及び(b)(3)でそれぞれ引用される“publicly available” [一般に入手可能]である情報は含まれません。

これらの定義は、ITAR又はEARにおける用語を限定したり具体的に変えることを意図していません。むしろ、それらは、層別され整理配置されたポジティブリストの改訂活動に体系化を与えるため、現在EAR及びITARで使用されている同様の用語を組合せたものとなっています。米国政府は、現在、ITAR、EAR及び制裁規則で使用されるべき協調させた用語案を作成しています。しかし、この単独の作業は、一般の方の検討及び意見に影響を及ぼさないものとし、国防サービス及び製造及び生産の認可の適用範囲及び意味並びにこれらに対する規制は、別個に扱われることとなります。

### 第3工程—“ポジティブ” [明確な]方法での国防物品の記述

国務省は、国防物品について最大限可能な限り“ポジティブ” [明確な]方法でいかに記述されるべきかに関する一般の方の意見を要請しています。

A、B、C、D、及びEのグループ構造の範囲内で国防物品を記述する意見を提供する際に、国務省は、一般の方が改訂されるUSMLを“ポジティブリスト”にするコメントを提供する際に手助けとなる以下のガイドラインを提供します：

1. ポジティブリストのガイドライン #1：一般の方は、可能な限り、客観的な基準又は数値（例えば、正確な説明、技術パラメータ）であって、分別のある人々によって複数の解釈を与えないものでなければなりません。技術的な説明を使用している品目に関する規制は、輸出のプロセスに関与するすべての当事者が管轄権及び規制要件を明確かつ容易に判断するための最も有効な手段となるでしょう。たとえば、USMLのカテゴリーV及びXIVは、規制が大部分は具体的に定義される化合物に基づいているので、ほとんど管轄権の疑義の対象となっていません。

カテゴリーVIは、また、明確な規制を確立するため技術的なパラメータを使用することで数値を具体的に示しています。USMLとCCLの双方は、球状アルミニウム粉末を規制しています。しかし、USMLの規制は、特定の技術的なパラメータに限定されています：球状アルミニウム粉末であって、“粒子径が60 µm以下のもの”。

USMLの改訂のための本ガイドラインを使用することによって、品目の“設計意図”又は“究極的な最終用途”のような主観的で自由裁量の用語に依存することがなくなります。

そのような用語は、産業関係者及び政府が適用し一貫して同意することを難しくしていました。

2. ポジティブリストのガイドライン #2：改訂されるUSMLのカテゴリーに対する提案を提示する際に、以下の記述は避けなければなりません：

(i) “部品”、“部分品”、“付属品”、“アタッチメント”、若しくは“最終品目”に関する総称的な呼び名を用いた規制；又は

(ii) 特定の種類の国防物品に対するその他の種類の規制であって、例えば、それらが“国防物品のために設計又は改造された”ものであったことを根拠とするもの。本ガイドラインには、USMLにおける以下のような総称的な字句について標準として使用することに対する勧告された禁制を含んでいます：

- ・ 国防物品と“ともに使用すること”ができる；
- ・ 国防物品と“同等”である；
- ・ “重要な軍事的若しくは諜報的な応用性”を有する；
- ・ “軍事目的”を有している；
- ・ “軍事用途”を有している；又は
- ・ 軍事用途若しくは軍の最終品目において、“主に使用され”ている。

この指示事項は、いかなる定義であっても、これらの特性のいずれかを持つ品目のUSMLにおける規制

を差し止めるものではありません。それとは反対に、この指示事項は、現在の輸出規制リストで直面している多くの困難さの根底にある総称的な字句を用いることなしに、一般の方が当該品目を記述し特定することを要請しています。

また、この指示事項は、構成部品の具体的な型番又は部品番号が特定される必要があることを意味していません。むしろ、品目の類型がリストされなければなりません。たとえば、改訂されたUSMLのカテゴリIで規制される部品及び部分品は、“上記でリストされている火器のいずれかに取りつけら、機能する銃砲身、レシーバ、フレーム、スライド及びボルトキャリアー”に限定することができます。上記の火器において取り付けられ或いは機能する他のすべての部品及び部分品は、たとえ、それらのサイズ、形状又は機器構成からみて、それらのために明確に或いは特別に設計又は改造されたとしても、EARの対象となる可能性がある別個のエントリーで規制される場合があります。EARの管轄権に移行された品目が如何に規制されることになるかを決定するガイドラインは、別個の今後の商務省の告示において扱われることとなります。国務省は、一般の方が調べていない現在の国防物品に関して、以下の第4工程で説明されるすべての基準を満たすコメントを本告示で求めています。

本ガイドラインは、USMLとCCLの“相互干渉を排除する”今回のリスト改革活動のために不可欠な目標の一つを達成するための極めて重大なツールです。本プロセスの終了後、輸出者が物品、技術データ又はソフトウェアの管轄権のステータスを容易に且つ一貫して判定できるように、そして、同じ事実を示された場合、分別のある当事者が問題になっている品目内容について同じ結論に達するであろうリストが書かれなければなりません。客観的な決定にすぐには役立たない用語を使用するのを止めることが必要であるので、この起草している禁止事項が存在します。これらの用語は数十年にわたって管轄権の議論の中心にあって、それと共に国家安全保障及び外交政策目的のため正確かつ明確に品目を規制する、より大きな任務から注意をそらすものでした。

ガイドライン#2は、USMLのカテゴリXVII又はXXI（種々の物品）には適用されません。このガイドライン、使用に対する制限及び必要条件並びにその将来に関して限定される特性は、別個の告示において更に詳細に説明されます。

### 3. ポジティブリストのガイドライン # 3 :

品目は、いずれかの特定の品目が設計又は改造された理由に関係なく、ある品目がUSMLで規制される場合とCCLで規制される場合を区別する特定の技術的な基準又はその他の客観的な基準がない限り、CCL及びUSMLのどちらにもリストされないことになっています。

このガイドラインの意味は、品目がCCLでリストされている場合、ECCNの中でUSMLへの特定の相互参照（USMLのカテゴリの中で記述されている技術的特性を超える当該品目はITARで規制されると記述するもの）がない限り、たとえその品目が民生用途で使用するために特別に設計、改造されたものであるか、目的としたものであっても、輸出者は当該品目がEARで規制されると結論付けることができるということです。相互参照が存在しない場合、特に品目が特定の技術的なパラメータを超え、その結果としてUSMLで規制される可能性がある状況において、考えうる規制についてUSMLとCCLの双方に相談することを勧めるために一つの注釈文が加えられます。

例えば、ECCN 3A001の技術的な記述の範疇に入る集積回路は、それがUSMLのサブカテゴリXV(d)で記述されている放射線の許容範囲を超えない限り、それが形状又はでき具合から見て、軍用最終品目でもっぱら機能するように特別に設計又は改造されたか否かにかかわらず、CCLで規制されます。上記の許容範囲を超える集積回路は、それがそのように設計された理由に関係なく、USMLで規制されます。この例は、サブカテゴリXV(d)が放射線の許容範囲の最低基準を引き上げる改正が行われることを必要とするかも知れないという可能性を排除しません。



このガイドラインの意味は、部品及び部分品に関する改訂されたUSML及びCCLのすべての規制は、品目が個々の最終品目に適合させるために改訂された理由による型番又は部品番号のレベルではなくて、品目の種類のレベルで、その部品又は部分品の輸出が規制されるか否か又はどのように規制されるかを決定する技術的なパラメータを持っていないなければならないということです。このアプローチは、品目がUSMLで規制されるか否かを判定する際に、“形状”又は“適合”の重要性を重視するのをやめ、その機能、能力、性能又は特性により多くの重点を置きます。

4. ポジティブリストのガイドライン #4 :

技術特性が機密扱いで、保護される必要がある場合、規制される製品の客観的な説明は、機密レベル以下の機密扱いでないレベルにしなければなりません。

覚え書きとして、USML及びCCLのリストの見直し活動は、機密扱いでない情報（例えば、Confidential [秘]、Secret [極秘] 又は Top Secret [機密] でない情報）に対してのみ係わります。これは、USMLのカテゴリ-VII（機密扱いの物品、技術データ及び技術サービスであって、他のカテゴリに掲げられていないもの）が見直し又は改訂されないことを意味します。

5. ポジティブリストのガイドライン #5 :

多国間の義務によって必要とされる場合、又は他のいかなる適当な選択肢も存在しない場合にのみ、規制基準として“特別に設計された”を使用しなさい。

他の品目又はある目的のために“特別に設計された”ものであることを理由にワッセナーアレンジメントの軍需品リストで規制されている特別な特定された種類の最終品目及び総称的な“部分品”があります。ワッセナーアレンジメントは、“特別に設計された”の用語は定義していません。そのような品目に対する規制は、それでもなお規制されるものの説明について可能な限りの正確さをもって、改訂されたUSML又は改訂されたCCLに持ち越されるものとします。このように、例えば、USMLのサブカテゴリ-VII (g) の部分品についての総称的なキャッチオール規制は、“軍用車両の部分品であって、次のいずれかに該当するもの：”と解釈されます。それゆえ、このサブカテゴリは、その規制階層において、そのサブカテゴリによって規制される部分品の類型を、上記で示される客観的な基準を用いてリストしています。

ワッセナーの軍需品リスト又はその他の多国間レジームの適用範囲外であっても、USMLにリストされなければならない物品について、用語“特別に設計されたもの”は、規制パラメーターとしてめったに使用されてはなりません。改訂されたUSMLのサブカテゴリが、“特別に設計されたもの”をワッセナーアレンジメント若しくはその他の多国間レジームの義務に沿って存続させるために使用しなければならない場合、又はその用語を用いないで当該規制を記述するのに他のいかなる適当な選択肢も存在しない場合、一般の方は、その用語の以下の草案の定義を使用するように求められています：

“本サブチャプターでいうところにおいて、用語“特別に設計されたもの”とは、最終品目、装置、附属品、アタッチメント、システム、部分品、又は部品（ITAR § 121.8参照）が以下の属性を持つことを意味します：

- (i) 特定の予め定められた目的に関してそれを特徴づけられること、
- (ii) 国防物品の機能に直接的に関連するものであること、かつ
- (iii) 独占的に或いは大部分が、USMLで特定される国防物品の中で又はその国防物品とともに使用されること。”

国務省及び商務省は、その後の通達でこの定義案に対するパブリックコメントを求めています。

第4工程：第3工程で特定される国防物品に対して提言された規制階層の提示

国務省は、これらの品目のふり分けに関する一般の方の意見について、上記の第III節にリストされており、さらに下記でさらに説明されている3つの階層の規制基準に対して第3工程においてより“ポジティブ”[明確な]方法で特定すること、並びに各カテゴリー及びグループ(A、B、C、D及びE)の範囲にある品目に対して規制階層を特定することを要請しています。米国政府は、どんな種類の国防物品が3つの規制階層のいずれかの範囲内にあるかについて、並びに、それと共に品目がいかに層別されるべきかに関する提案を受け入れることができるかできないかについての最終結論を下します。それにもかかわらず、国務省は、ポジティブリスト上の国防物品が、層別された客観的な基準で区分されるように、如何に記述できるかの論点に関する市民の方の意見に関心があります。

個々の種類の国防物品が如何に層別され、或いは客観的な基準によって異なる規制階層の中で分類されるかを決定する際に米国政府は全面的な決定権を保有していますが、一般の方は、異なる能力を持つ国防物品又は国防物品の種類が異なる規制階層の中で如何に記述されるべきかについての意見を提供することが求められています。

3の規制階層の基準及びその適用範囲は、以下の通りです：

1. 第1階層の規制は以下のものに適用されるものとする：
  - a. 大量殺戮兵器 (WMD)；
  - b. WMDの能力がある無人兵器運搬システム；
  - c. 以下に該当するものを生産、加工又は使用するために特別に設計したプラント、設備又は部材：
    - (i) WMD；
    - (ii) 特殊核物質；若しくは
    - (iii) WMDの能力がある無人の兵器運搬システム；又は
  - d. 米国から殆んど独占的に入手可能な品目であって、極めて重大な意味を持つ軍事上又は諜報上の優位性を与えるもの。
2. 第2階層の規制は、第1階層に入らない品目のうち、レジームのパートナー又は支持国から独占的に入手可能なものであって、以下に該当するものに適用されるものとする、そして：
  - a. 実際の価値のある軍事上若しくは諜報上の優位性を与えるもの；又は
  - b. 第1階層若しくは第2階層の品目に固有の開発、生産、使用若しくは強化に実際の価値のある貢献をするもの。
3. 第3階層の規制は、第1階層又は第2階層に入らない品目であって、以下に該当するものに適用されるものとする：
  - a. 重要な軍事上又は諜報上の優位性を与えるもの；
  - b. 第1階層、第2階層若しくは第3階層の品目に固有の開発、生産、使用若しくは強化に重要な貢献をするもの；又は
  - c. 国家安全保障、外交政策若しくは人権理由のために規制されるもの。

第1階層の国防物品は、米国から殆んど独占的に入手可能な品目であって、極めて重大な意味を持つ軍事上又は諜報上の優位性を与えるものである。

第2階層の国防物品は、当該品目を規制する多国間の輸出規制レジームの加盟国である国々から殆んど独占的に入手可能なものであって、(i)実際の価値のある軍事上又は諜報上の優位性を与えるもの、又は(ii)第1階層若しくは第2階層の品目に固有の開発、生産、使用若しくは強化に実際の価値のある貢

献をするものである。

第3階層の国防物品は、重要な軍事上又は諜報上の優位性を与えるもの、又は第1階層、第2階層若しくは第3階層の品目に固有の開発、生産、使用若しくは強化に重要な貢献をするものである。

現在USMLで規制されている国防物品について、一般の方は、この基準のいずれかの階層の範囲に入らないと考える品目を特定し、なぜ当該品目が基準の適用範囲にないかと考えるのかについて説明することが求められています。これらの品目は、CCLに移動される候補となる可能性があります。

多国間協定（すなわち、ワッセナーアレンジメント、ミサイル関連技術規制レジーム、オーストラリアグループ、化学兵器禁止条約及び原子力供給国グループ）に基づいて規制される品目であって、第1階層、第2階層若しくは第3階層の入手可能性又は“軍事上若しくは諜報上の優位性”の規制基準に合致しないものは、それらの規制ステータスが適用される多国間協定の手続きに沿って調整されない限り、かつ調整されるまで、第3階層として米国政府により区別されることとなります。

以下のものは、上記で示される層別された基準の中で使用されるいくつかの主要な用語及びフレーズの定義です。用語“殆んど独占的に入手可能な”とは、当該品目が、その品目に対して適切に有効な輸出規制を備えている非常に少数の他の国からのみ入手可能であることを意味します。用語“critical” [極めて重大な]とは、米国が均衡に陥ることができないものに関する能力であって、もし規制されない場合、国家安全保障に重大な脅威をもたらすであろうものを提供することをいいます（すなわち、“crown jewel” [戴冠用宝玉、集団の中で最も価値のあるもの]）。“国家安全保障に対する重大な脅威”の例には以下のものが含まれます：

- 米国又は米国の同盟国に対する武力による戦闘行為；
- 国家安全保障に著しく影響を及ぼす外交関係の崩壊；
- 極めて重要な国家防衛計画若しくは暗号解読通信諜報複合システムの秘密の漏洩；
- 機微な情報捜査の発覚；
- 国家安全保障に極めて重要な科学的若しくは技術的な開発の開示；又は
- WMDの外国の開発及び／若しくは取得への極めて重大な援助。

用語“substantial” [実際の価値のある]とは、米国が均衡を維持しなければならないものに関する能力であって、もし規制されない場合、国家安全保障に深刻な脅威をもたらすであろうものを提供することをいいます。“国家安全保障に深刻な脅威”の例には、以下のものが含まれます：

- 国家安全保障にかなり影響を及ぼしている外交関係の崩壊；
- 国家安全保障に直接的に関連する計画若しくは政策の重大な障害；
- 重大な軍事計画若しくは諜報作戦の暴露；
- 国家安全保障に関する科学的若しくは技術的な開発の秘密の漏洩；又は
- WMDの外国の開発及び／若しくは取得への実際の価値のある援助。

用語“significant” [重要な]とは、もし規制されない場合、国家安全保障に損害を生じることが容易に予期されることが可能な能力を提供することをいいます。

日付：2010年11月30日。

Ellen O. Tauscher、

国務省武器規制国際安全保障担当次官。

[FR Doc. 2010-30994-2010. 12. 8 4:15 pm提出]

部門コード：4710-25-P